毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和３年２月８日
月　曜　日

号　外

目　　次

告　示
○指定家畜等の移動の禁止　1

告　　示

富山県告示第57号

指定家畜等の移動の禁止について

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、富山県家畜伝染病予防法施行規則（昭和33年富山県規則第36号）第11条第１項及び第２項の規定により、次のとおり指定家畜等の移動を禁止する。

指定家畜等の移動及び搬出の禁止について（令和３年富山県告示第32号の３）は、廃止する。

令和３年２月８日

富山県知事　新　田　八　朗

１　禁止する指定家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれのある物品

２　指定家畜等の移動を禁止する区域

別紙図面に表示する区域

３　禁止する期間

令和３年２月８日から当分の間

（「別紙図面」は、省略し、富山県農林水産部農業技術課、富山県東部家畜保健衛生所及び富山県西部家畜保健衛生所に備え置いて縦覧に供する。）

令和３年２月８日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番